

**別添**

本来、3枚複写の注文書の裏側には、表紙の裏側に記載されている内容が記載されるべきですが、誤って注文請書の裏側に記載されている内容が印刷されていました。

**【正】**

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 製品使用場所に着荷の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸密賃は全額貴方にて負担願います。
2. 指定納期に遅滞、注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため貴方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を申し受けます。又、事情により解約することもあります。
3. 代金請求書、出荷案内書（納品書、送り状等を含む）には必ず注文内訳を明記し、代金請求書は使用場所ごとに作成して下さい。
4. 代金は当方において領得を確認し、代金請求書の到着したものに対し当社指定日に支払います。

※この注文書による工事が、発注者と元請負人の締結した工事請負契約が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定める「特定建設資材」（表Ⅰ参照）を使用した（又はする）「対象建設工事」（表Ⅱ参照）の全部又は一部について下請契約を締結する場合には、当該下請契約の規模にかかわらず対象建設工事となると務まっていますので表Ⅲの工事の種類別の書類に必要事項を記入して注文請書に添付して下さい。

表Ⅰ（特定建設資材）

特定建設資材	コンクリート コンクリート及び鉄から成る複合資材（アレン・スチール・鉄筋コンクリート版など） 木材 アスファルト・コンクリート
--------	--

表Ⅱ（対象建設工事の種類と規模の基準）

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 50㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替（リノベーション等）	積込代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	積込代金の額 500万円

表Ⅲ（法第13条及び省令第4条に基づいて注文請書に添付すべき書面）

1. 建築工事に係る解体工事の場合→別紙Ⅰ
2. 建築工事に係る解体工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合→別紙Ⅱ
3. 土木工事に係る解体工事又は新築工事等の場合→別紙Ⅲ

**【誤】**

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 製品使用場所に着荷の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸密賃は全額貴方にて負担願います。
2. 指定納期に遅滞、注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため貴方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を申し受けます。場合により解約的になっても差支ありません。
3. 出荷及び代金請求に関しては、御指示の事項を遵守いたします。
4. 代金は請求書を受領されたものに対し、貴社指定日にお支払い願います。

工事請負契約の場合

（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く額）に応じ下記の金額の収入印紙をはる。

5万円以下	2 円
20万円～	7 円
30万円～	5 円
50万円～	1 千 円
100万円～	5 千 円
500万円～	1 万 円
1 億円～	3 万 円
5 億円～	6 万 円
10 億円～	16 万 円
50 億円～	32 万 円
50 億円超	48 万 円

平成26年4月1日以後令和4年3月31日までに作成する工事請負契約書の印紙総額  
（印紙税法別表第1第2号、租税特別措置法第91条）

工事請負契約の場合

「銀行定期の延滞利息」と「過払の返還利息」の利率は、「2.6」と記入して下さい。  
令和2年3月10日財務省告示第53号、令和2年4月1日適用、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項  
第二、六（パーセント）を参考に求めています。